

「労働委員として」感じること！

労働者委員 東 幸也

私は、昨年の7月1日より労働者側委員として、労働委員会に参加しました。

日常の私の立場は、自社の労働組合の執行委員長であり、連合鹿児島県の役員も勤めています。連合鹿児島県は、「安心ネット鹿児島県」として、労働者の悩み相談の解決に向けた窓口を開いています。

労働委員会委員として、鹿児島県の労働者や使用者間のトラブルで感じている事は、「雇う事・働く事のルールが明確に提示されていない事が、トラブルを生じさせている」ということです。就業規則を定めて、「始・終業時間を明確にする。」「労働時間及び休憩時間の明確化」「服務規律」「時間外労働の明確化」「年次有給休暇の日数や申請のルール化」「懲戒規定」「給与・退職金規程」「通勤手当」などを定めて、使用者による十分な説明と、いつでも閲覧できる様に手の届くところに保管するか、労働者が手元に保管していることが、望ましいのではないのでしょうか！雇用される・雇用する事は、ルールや約束の下でお互いが働き甲斐をもって、目標に向かって就労する事で会社が発展・拡大し利益を生み出し、労働の対価として賃金や福祉の向上の恩恵を受けることではないのでしょうか！

労働組合のある会社でのトラブルも多いのが実情です。労働組合は邪魔な組織なんだろうか？私の会社では、労働者が団結して労働組合を結成する大会に、会社の創業者が予定もされていないのに挨拶に現れて大会が中断され、創業者に挨拶させるべきか議論がありました。創業者は、労働組合と会社は「車の両輪」とであると説き、会社発展のために良きパートナーとなって欲しい！と挨拶されたそうです。会社としての事業の目標と労働組合の目指すものは、同じであるはずですが、違うのは同じ登山道でないだけです。労働組合は、ややもすると権利だけを主張するだけの場合がありますが、義務もあることを忘れてはなりません！常に会社と労働組合は緊張感を保ち「対立と調和」を大切にしていける必要があります。

鹿児島県労働委員会は、公益委員・労働者委員・使用者委員の三者で各々5名で内1名は女性委員で構成されています。現在は、働き方が多様化しています。県内の使用者や労働者の悩み解決に向けて努力してまいります。